

# 邑南町国土強靱化地域計画

令和4年2月

邑南町

# 目次

1. 基本的考え方	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の見直し	2
(4) 計画の推進	2
(5) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針	3
2. 邑南町の地域特性	4
3. 過去の災害と想定	5
(1) 過去の災害	5
(2) 被害想定	6
4. 推進方針の検討	12
5. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	13
6. 施策ごとの推進方針	14
(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	25

別冊 リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧

# 1. 基本的考え方

## (1) 計画策定の背景

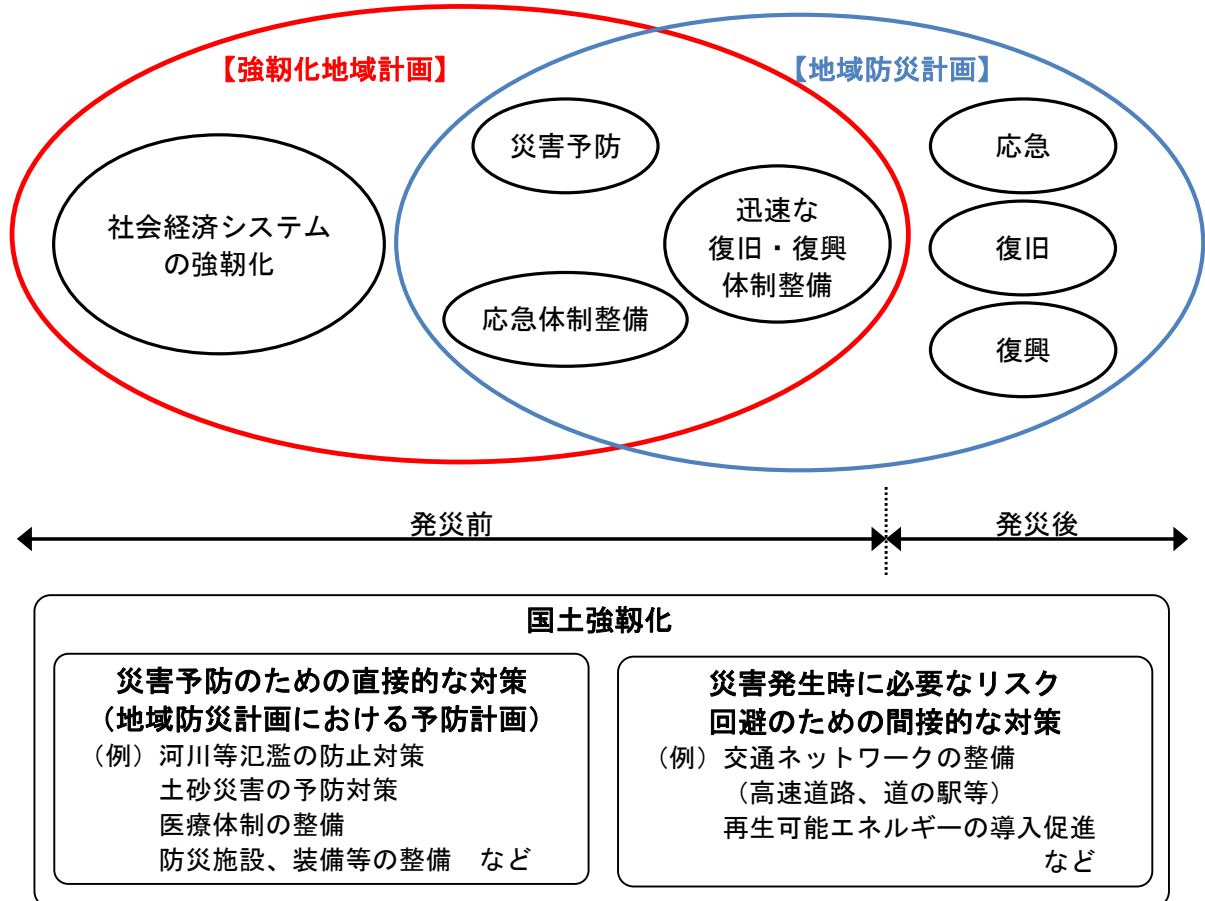
平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が閣議決定された。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

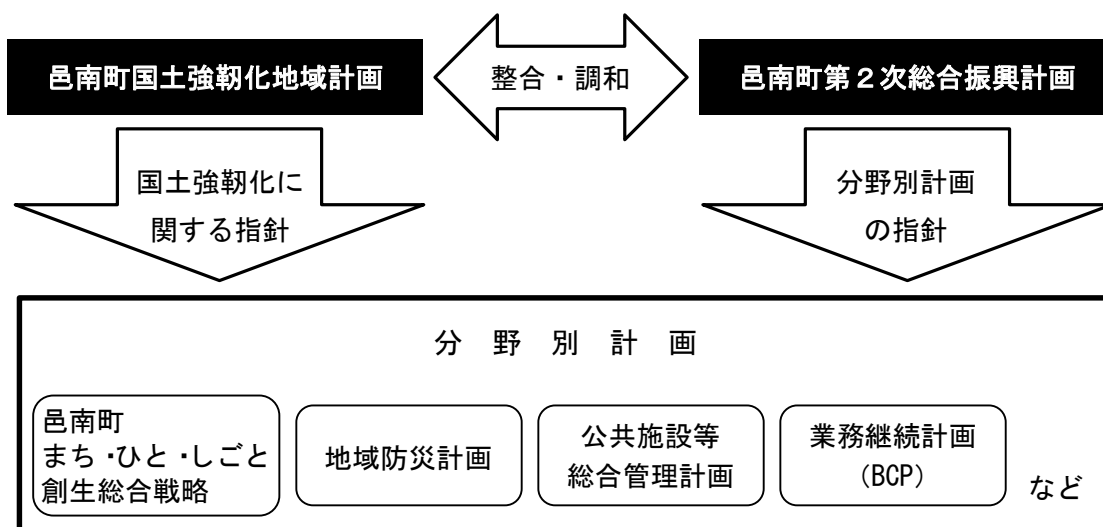
邑南町においては、大規模自然災害等への備えとして、邑南町地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国の動きに併せ、邑南町の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

《国土強靱化の対象施策》



## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、邑南町における国土強靱化に関し、邑南町第2次総合振興計画との整合を図りながら、本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。



## (3) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画を見直すこととする。その際、町政の基本方針となる「邑南町総合振興計画」や、町の他の各種計画と整合した計画とする。

## (4) 計画の推進

町においては、町政の基本方針である邑南町総合振興計画の取り組みについて、毎年度、PDCAサイクルに基づき、成果や課題、今後の方向性等を行政評価としてとりまとめ、公表している。

本計画に基づく各種施策についても、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する機会が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

## (5) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

邑南町が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

町の取り組みにあたっては、国の基本計画や市町村の地域計画に基づく取り組みや、民間が実施する取り組みと連携し、進める。

### 1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

### 2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

### 3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率かつ効果的な維持管理に資する

### 4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

## 2. 邑南町の地域特性

### 1) 位置

邑南町は、島根県の中南部に位置し、東は江の川を隔てて広島県三次市、西は江津市桜江町及び浜田市旭町、南は広島県安芸高田市、北広島町、北は川本町及び美郷町と接している。

### 2) 地勢

本町は、邑智郡の東南部中国山脈の山間地帯に位置しており、地勢的に急峻な山地が多く、その山地を源とした急流河川が多い。

河川の主たるものは、南部広島県境より東に貫流する出羽川、町の西部石見地域へ流れる馬野原川、井原川、東北美郷町へ流れる江の川、安芸高田市美土里町へ流れる長瀬川、西南端市木より西に流れる八戸川等がある。

### 3) 気象

気象は、全体的に日本海型気候の支配を受けているが、内陸部のため、年間平均気温は例年 12℃となっている。年間降水量は過去 30 年間の平均では 1,868 mm 程度である。降雪は 12 月中旬から 3 月中旬まであり、過去 27 年間の平均では積雪日数が 70 日程度、最深積雪 91 cm となっており、昭和 38 年の豪雪では各地域で積雪が 1m を超え豪雪地帯に指定されていた。

### 3. 過去の災害と想定

#### (1) 過去の災害

島根県全域で見ると、近年の主な気象災害としては、昭和47年7月、昭和58年7月及び昭和63年7月の記録的な豪雨による水害、又、平成3年9月の台風第19号による記録的な強風害などがある。平成25年の7月と8月には島根県の西部で立て続けに集中豪雨が発生した。

#### ■近年の島根県の主な気象災害 出典：松江地方気象台

災害の種類	発生年月	主な被害地域	県内の主な被害等	気象状況等
大雨	昭和47年 7月	県内全域	死者・行方不明:28名 建物被害 :約38,000戸	梅雨前線に伴う豪雨
	昭和58年 7月	西部	死者・行方不明:107名 建物被害 :約13,000戸	梅雨前線に伴う豪雨
	昭和63年 7月	西部・隠岐	死者・行方不明:6名 建物被害 :約7,000戸	梅雨前線に伴う豪雨
台風	平成 3年 9月	県内全域	死者・行方不明:1名 建物被害 :約30,000戸	(台風17号及び19号の合計)
大雨	平成25年7月	津和野町	行方不明 : 1名 建物被害 : 27棟	集中豪雨
大雨	平成25年8月	浜田市、江津市、邑南町	死者 : 1名 建物被害 :497棟	集中豪雨

#### ■邑南町の主な気象災害

西 暦	気象状況	災 害 ・ 洪 水
1866年8月12日 (慶応2年)		江の川・出羽川洪水、堤防決壊、田畑流失。
1919年 (大正8年7月4日)		江の川大洪水、郷川大橋の一部が流出した他、橋梁は流失し、口羽村で山崩れが発生。死者多数。浸水・流失家屋多数。
1923年 (大正12年7月)		羽須美村:大雨降り続き、雨が上がってつかのみ、12日、日南川に山崩れ。民家1戸倒壊、死亡1名。15日上田黒平山崩れ田畑荒廃に帰す。27日川角伴蔵山麓崩れ皆平家倒伏す。
1943年 (昭和18年9月18日～20日)	台風の通過に伴う豪雨	石見地方の河川が氾濫し、大水害となる。死者93名、行方不明者15名、流失家屋33戸、全壊家屋184戸、半壊家屋1,770戸、床上浸水家屋863戸、流失橋梁の被害66,500円、道路被害19万4千円。 出羽の3日間総雨量419mm。 羽須美村:江の川、出羽川等大氾濫。全壊4戸、半壊18戸、流出16戸、浸水96戸、死者1名。
1963年 (昭和38年1月～2月)	豪雪	昭和38年豪雪。60年ぶりの豪雪。
1968年 (昭和43年8月8日)	局地的豪雨	瑞穂町:市木地内阿佐山連邦一帯、瑞穂(正午～5時187mm)、民家崩壊、流出、田畑流出、被害総額12億4600万円。瑞穂日雨量196mm。 猪子山集落で時間雨量100mm前後、山津波発生、八戸川(猪子谷川合流)などの氾濫。負傷者3名。

1972 年 (昭和 47 年 7 月 9 日～15 日)	梅雨前線に伴う豪雨	山陰地方への梅雨前線による集中豪雨。石見の各河川は氾濫し、大洪水をもたらす。県全体の被害は死者 26 名、負傷者 79 名、行方不明 2 名、流失家屋 9 5 戸、全壊家屋 559 戸、床上浸水 11,845 戸、床下浸水が 26,449 戸、総被害額は 840 億 6,432 万円に及ぶ。 瑞穂町：近隣町村へ支援。瑞穂農業気象観測所 534mm、24 時間最大値 252.5mm、1 時間最大 34mm。口羽乙種農業気象観測所 524mm。 羽須美村：両国橋流出。 人的被害：石見町死者 2 名、羽須美村重軽傷 6 名。 住家被害： 羽須美村：全壊 18 戸、流出 5 戸、半壊 21 戸、床上浸水 19 戸、床下浸水 38 戸。 石見町：半壊 2 戸、床上浸水 10 戸、床下浸水 45 戸。 瑞穂町：半壊 1 戸、床下浸水 64 戸。
1983 年 (昭和 58 年 7 月 21 日～23 日)	梅雨前線に伴う豪雨	島根県西部の沿岸部を中心とした集中豪雨被害。川平観測所では 14.35m に達し各地で浸水被害をもたらした。江の川流域の被害は 70 箇所で約 16 億円に及んだ。死者・行方不明：107 名建物被害：約 13,000 戸 瑞穂町：降り始め 460mm 超す、死者 2 (消防団員)、重傷者 1、全壊 3 戸を含む住宅被害 360 戸、流出冠水を含む農地被害 191ha、農業施設被害 1063 箇所、山林被害 636 箇所、土木被害 1277 箇所、被害総額 81 億円を越す。 石見町：7 月 21 日 24 時間降水量 155mm、1 時間最大降水量 29mm、23 日 24 時間降水量 332mm、1 時間最大降水量 64mm。全壊 8、半壊 28、浸水 372、被害金額 111 億 9000 万円。
1985 年 (昭和 60 年 7 月)	梅雨前線に伴う豪雨	梅雨前線の活動により山陰沿岸部を中心として大雨が 2 週間にわたり降り続いたため、江の川流域では無堤地区を中心として 442ha が氾濫し、床上浸水 19 戸、床下浸水 64 戸、道路の冠水、山崩れによる被害総額は約 20 億円に及んだ。 瑞穂町：総額 15 億円の被害。
1991 年 (平成 3 年 9 月)	(台風 17 号及び 19 号の合計)	台風 19 号死者・行方不明：1 名建物被害：約 30,000 戸平成 3 年 9 月の台風第 19 号による記録的な強風害。 瑞穂町：台風 19 号により被害甚大。
1997 年 (平成 9 年 8 月 5 日)	集中豪雨	瑞穂町：111mm、被害総額 7 億 7003 万。
2013 年 (平成 25 年 8 月 24 日)	集中豪雨	西日本を南下した前線に向かって、温かく湿った空気が流れ込み大気の状態が非常に不安定になったことによる豪雨。特に石見地域で甚大な被害が発生した。日貫：24 時間降雨量 438mm、1 時間最大降水量 77mm 死者：1 名、建物被害：113 棟、土木等被害総額：約 38 億円

## (2) 被害想定

本地域の大災害としては、昭和 47 年、昭和 58 年、平成 25 年の豪雨災害があげられる。いずれの場合も、中小河川の氾濫を伴い、又、山崩れ、がけ崩れ等、土砂による被害が大きい状況である。特に、昭和 58 年 7 月豪雨は、梅雨末期の記録的な豪雨により、山崩れ、がけ崩れを発生させ大災害の引き金になっており、地形条件がより被害を増大させる傾向にある。

平成 25 年 8 月豪雨では、短時間で大量の雨が降ったため小さな谷を一気に土石流が流れ下り、被害を拡大させた。

### 1) 江の川の氾濫

羽須美地域に関しては江の川の氾濫も想定される。全国的に多発する浸水被害への対応を図るため、水防法の一部改正（平成 27 年 5 月 20 日）により、想定最大規模降雨（概ね 1000 年に 1 度の大雨。江の川流域の 2 日間総雨量 441mm）による洪水浸水想定区域図（想定最大規模）と、計画降雨（概ね 100 年に 1 度の大雨。江の川流域の 2 日間



総雨量 323mm) による洪水浸水想定区域図 (計画規模) が平成 28 年 6 月に国土交通省中国地方整備局により公表されている。

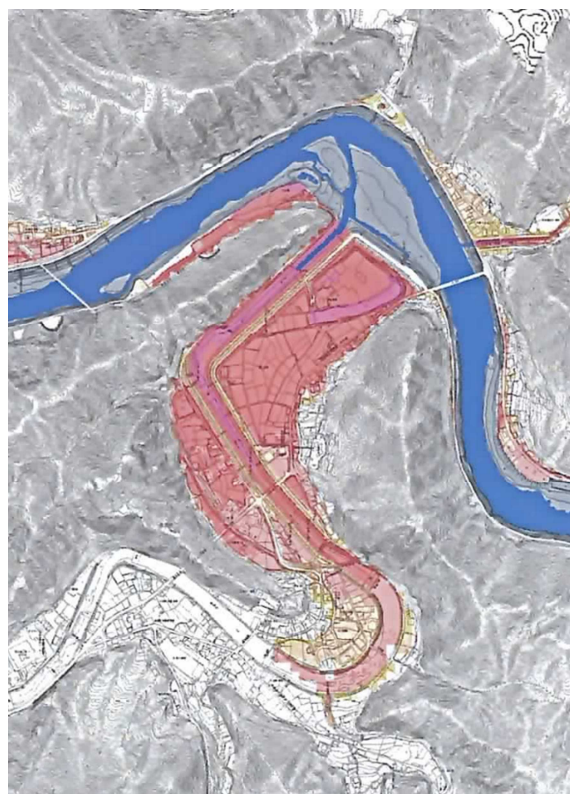
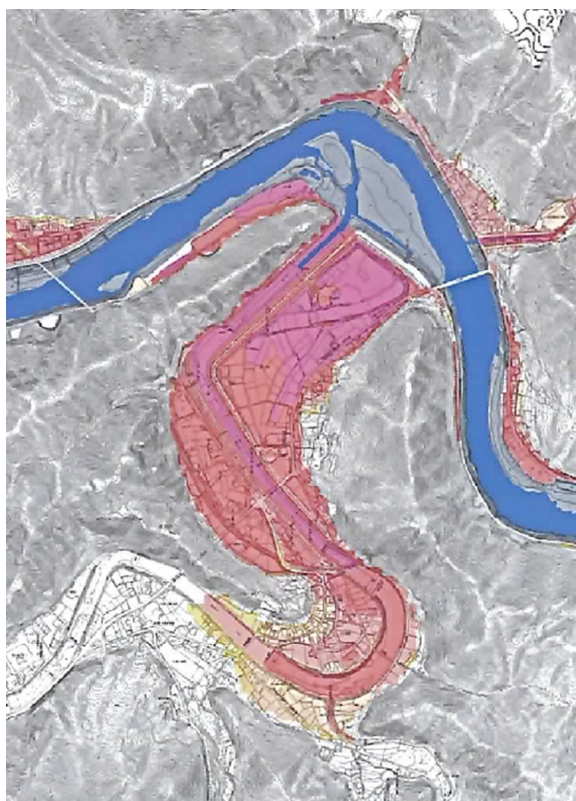
作成: 国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所

指定年月日: 平成 28 年 6 月 14 日

### ■出羽川合流点 (下口羽地区)

出典: 国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所

- ・江の川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)
- ・江の川洪水浸水想定区域図 (計画規模)

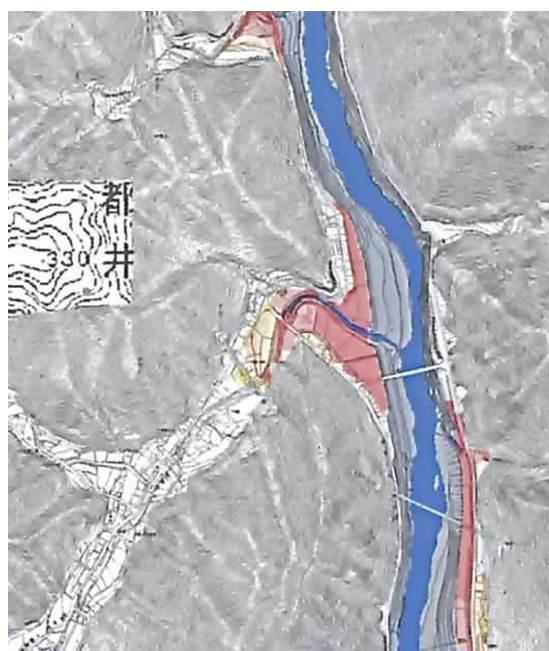
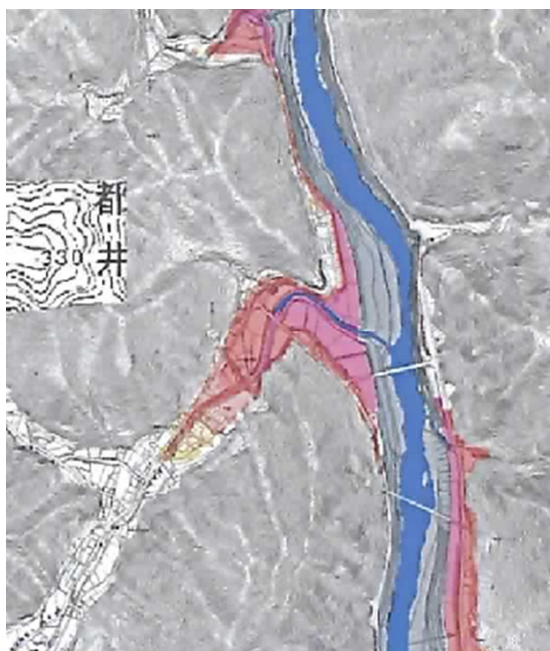


### ■宇都井谷川合流点 (下郷地区)

出典：国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所

・江の川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

・江の川洪水浸水想定区域図（計画規模）



## 2) 出羽川及び内水による氾濫

本町には江の川の支流として、出羽川、濁川、八戸川などの中規模な河川が谷底平野や盆地を流れ、その支流が数多くの谷をつくっている。いずれの河川も勾配・蛇行が大きく、集中豪雨の際には急に水かさが増す特徴がある。又、江の川との合流点に形成される小規模な沖積平野や支川同士が合流する箇所では、排水が滞るため内水による冠水を受けやすい箇所がある。

なお、盆地部では一般に段丘地形が発達しており、又河川改修により無堤防箇所が少なくなりつつあることから、浸水区域が大きく広がるような大規模な浸水は少ない条件にある。

洪水頻度としては、出羽川については、下流部（雪田川合流点まで）は1/30年確率（194mm/日）で河川整備がされているが、それより上流は1/5年確率程度となって

いる。他の河川も含め、大水により堆積と侵食の場所が常に変動する傾向もあり、エリア的には小規模な浸水であるが甚大な被害を受けることや、河川施設の被害は、常にあるものとする必要がある。

### 3) 土砂災害

本町は、急峻な山地など地形条件、花崗岩等が風化したマサ土の斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から集落近くの急傾斜地、土石流危険渓流が極めて多い状況にある。今までも度々、土砂災害を受けており、特に甚大な被害に至ることが多いことから注意を要する。

なお、山腹崩壊や急傾斜地の崩壊など斜面崩壊については、雨量（累積雨量を含む）と崩壊の応答が不明確であるが、的確な避難情報の基準づくりに努める必要がある。

#### ■土石流危険渓流（島根県土木部砂防課）

	土石流危険渓流Ⅰ	土石流危険渓流Ⅱ	土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	土石流危険渓流危険箇所計
旧羽須美村	35	99	78	212
旧瑞穂町	60	167	127	354
旧石見町	52	89	52	193
邑南町計	147	355	257	759
備考	人家5戸以上等の渓流	人家1～4戸の渓流	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流	平成15年公表

#### ■急傾斜地（島根県土木部砂防課）

	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	急傾斜地崩壊危険箇所計
旧羽須美村	33	140		173
旧瑞穂町	28	183		211
旧石見町	26	142		168
邑南町計	87	465	0	552
備考	人家5戸以上等の箇所	人家1～4戸の箇所	人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所	平成15年公表

#### ■地すべり（島根県）

	地すべり危険箇所数(砂)	地すべり危険箇所数(農)	地すべり危険箇所数(林)	地すべり危険箇所数計
旧羽須美村	5	0	1	6
旧瑞穂町	0	1		1
旧石見町	2	4	1	7
邑南町計	7	5	2	14
備考	国土交通省河川局砂防部所管箇所(平成10年公表)	農林水産省農村振興局公表箇所(平成27年公表)	農林水産省林野庁公表箇所(平成10年公表)。	

### 4) 豪雪災害

12月中旬より3月中旬にかけて日本付近の気圧配置は西高東低の冬型となる。そして、大陸高気圧から北西季節風となって吹き出してくるシベリア寒気団が、日本海にわ

たる間に下から暖められて湿りけを増し、山脈にぶつかって上昇気流となり雪を降らせる。季節風の強いときは、山沿い地方では多量の雪が積もり、中国山地の山間地にある本町ではこうした時期、道路も除雪が追いつかず交通の不通、なだれ、雪の重みによる住家や施設の倒壊、山林被害、孤立する集落などが予想される。

## 5) 地震災害

地震災害対策にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。地震の想定にあたっては、島根県における地震災害履歴や地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、可能な限り過去にさかのぼり調査するものとする。また、今後の防災対策の推進による被害軽減効果を定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。ただし、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

### ■島根県による想定

#### ① 想定地震と概要

島根県では、島根県への影響及び地域性を考慮して、以下に示す7地震を想定地震に設定している。(浸水想定を除く) 出典：「島根県地震被害想定調査報告書(平成24年6月)」

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	想定理由	邑南町の予測される震度
宍道断層の地震	7.1	内陸の浅い地震を想定	断層	3以下
宍道湖南方の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	極小地震発生領域	3以下
大田市西南方の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	断層	4
浜田市沿岸の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	歴史地震	3以下～4
弥栄断層帯の地震	7.6	内陸の浅い地震を想定	断層	4
出雲市沖合の地震	7.5	海域の浅い地震を想定	断層	3以下
浜田市沖合の地震	7.3	海域の浅い地震を想定	歴史地震	4

#### ② 被害想定結果概要

県で想定している地震のうち、本町に最も被害をもたらすもののひとつと予想される、弥栄断層帯の地震による本町の被害想定結果を次に示す。

弥栄断層帯の地震による被害想定(平日冬午前5時)

種別	被害項目	被害単位	全体	邑南町
斜面・ ため池	斜面崩壊(急傾斜地)	危険性が高い(箇所)	99	—
		危険性が平均的(箇所)	257	—
		危険性が低い(箇所)	2,228	80
	斜面崩壊(地すべり)	危険性が高い(箇所)	65	—
		危険性が平均的(箇所)	35	—
		危険性が低い(箇所)	521	12
	ため池危険度	危険性が高い(箇所)	—	—
		危険性がやや高い(箇所)	—	—
		危険性が低い(箇所)	194	2
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	75	0
		半壊数(棟)	952	0
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	92	—

		半壊数（棟）	207	—
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	196	—
		半壊数（棟）	457	—
地震火災	出火	出火件数（件）	0	—
	延焼	焼失棟数（棟）	0	—
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	1	0
		負傷者数（人）	53	0
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）	13	—
		負傷者数（人）	253	—
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）	0	0
		負傷者数（人）	4	0
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）	0	0
		負傷者数（人）	0	0
火災による死傷者	死者数（人）	0	—	
	負傷者数（人）	0	—	
ライフライン	上水道	1日後断水世帯数（世帯）	2,635	15
	下水道	影響人口（人）	812	40
	通信	不通回線数（件）	366	0
	電力	停電件数（件）	471	0
	LPガス	供給支障件数（件）	41	—
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	2	
		中規模損傷（箇所）	52	
		軽微な被害（箇所）	207	
	鉄道	不通区間（駅間数）	1	—
生活支障等	避難者	1～3日後避難者数（人）	2,656	13
	疎開者	1～3日後疎開者数（人）	1,316	7
	帰宅困難者	想定地震問わず最大（人）	41,182	539
	食糧不足	食糧（食／日）	9,562	47
	震災廃棄物	発生量（千トン）	70	0
	災害用トイレ	必要個数（基）	15	0
	エレベーター停止	停止台数（基）	374	5
	医療機能	入院・重傷者数（人）	3	
	重要施設	危険性が高い施設（件）	—	
	孤立集落の発生	（地区）	—	
経済被害	直接経済被害	（億円）	442	
	間接経済被害	（億円）	1,846	

「—」は被害無し、「0」は被害等はあるが四捨五入で0、空欄はデータ無しを示す

## 4. 推進方針の検討

国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※サプライチェーンとは

サプライ（供給）チェーン（連鎖）：製造した製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。災害時に交通機能の分断などで各企業間や消費者への物流が停滞し、多方面の生産活動に影響が出ることが懸念されている。

## 5. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標別にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定した。また、リスクシナリオごとに脆弱性評価と、その結果を踏まえた推進方針を下記のとおり整理した。

事前に備えるべき目標	番号	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	地震・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動の遅れと不足
	2-4	町民、来訪者等の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等が被災することによる機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害等に必要通信インフラの麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等のサプライチェーンの機能停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
	6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	自然災害による町内での大規模火災の発生
	7-2	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 6. 施策ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するための施策を5つの分野に分類し、施策ごとの推進方針について以下のとおり整理した。

### 【個別施策分野】

- ① 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）
- ② 住環境分野（住宅、環境、上下水道）
- ③ 保健医療・福祉分野
- ④ 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業、農林）
- ⑤ 国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流、土地利用）

## 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-1 住宅・建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による死傷者の発生

#### 【建築物の災害予防】②

- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し、住宅・建築物安全ストック形成事業により耐震化の促進に努める。
- ・老朽化が進んでいる公営住宅等は、公営住宅等ストック総合改善事業による改善及び公営住宅等整備事業並びに地域優良賃貸住宅整備事業による更新を計画的に進める。
- ・公立学校施設の耐震化率は100%であり、このまま維持する必要があるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、老朽化対策や洋式トイレの充実・屋内運動場等の非構造部材の耐震化や落下物防止の処置等を計画的に進める。
- ・小中学校通学路におけるブロック塀等による危険の可能性のある個所については、各関係機関と連携し危険個所の抽出・点検等を行う。
- ・公民館等社会教育施設は、災害時には避難場所等になることも想定されるため、老朽化対策や洋式トイレの充実・耐震化や落下物防止の処置等を計画的に進める。

#### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応、交通規制の実施体制の整備】⑤

- ・広域支援隊の参集場所や生活必需品の備蓄倉庫、非常用電源の確保など、道の駅瑞穂の災害時の活動拠点として機能強化に取り組む。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。

#### 【地域消防力の強化】①

- ・消防団の資機材の充実や団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
- ・各学校では、独自に避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。

#### 【防災力の強化】①

- ・住民を対象とした、防災講習、講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の



普及啓発及び町の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 【河川等の氾濫の防止対策】①⑤

- ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、各関係機関との連携により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。
- ・河川の水門・樋門などの河川管理施設について、計画的な点検・管理等を行っていく。

### 【農業基盤施設の安全化】①④

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し管理者等へ配布する。

### 【避難体制の整備】①

- ・町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。

### 【町職員・町民に対する防災教育、学校教育における防災教育】①

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。
- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。

## 1-3 地震・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

### 【土砂災害の防止】⑤

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、島根県が提供する資料や広報、防災学習会等への協力に加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進に協力していく。

### 【河川等の氾濫の防止対策】①⑤

- ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。
- ・河川の水門・樋門などの河川管理施設について、計画的な点検・管理等を行っていく。

### 【農業基盤整備の安全化】④

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し管理者等へ配布する。

### 【森林整備の実施】④

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。

### 【避難体制の整備】①

- ・町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。

#### 【町職員・町民に対する防災教育、学校教育における防災教育】①

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。

#### 【農林公共施設の老朽化対策】④

- ・農林公共施設の安全性を確保するため、「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。

#### 【公共土木施設の老朽化対策】⑤

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。
- ・国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において老朽化対策の強化を図っていく。

#### 【学校教育施設の老朽化対策】①

- ・学校教育施設は「邑南町学校施設長寿命化計画」に基づき老朽化対策を推進し、教育環境の改善等、安全性・機能性の確保を進める。
- ・災害時の避難所としての役割も果たす学校施設の防災機能の強化（トイレ整備等）を進める。

#### 【社会教育施設の老朽化対策】①

- ・社会教育施設は「邑南町公共施設等総合管理計画」に基づき老朽化対策を推進し、社会教育環境の改善等、安全性・機能性の確保を進める。
- ・災害時の避難所としての役割も果たす社会教育施設の防災機能の強化（トイレ整備等）を進める。

## 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### 【町民への的確な情報伝達体制の整備】①

- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。

#### 【避難体制の整備】①

- ・町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。

#### 【町職員・町民に対する防災教育、学校教育における防災教育】①

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。
- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。

## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

### 【水道施設の安全化】②

- ・水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。

### 【食料及び防災用資機材の備蓄、調達体制の整備】①②

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。

## 2-2 多数かつ長期的にわたる孤立集落等の同時発生

### 【公共土木施設の安全化】⑤

- ・既存の関係施設等の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。

### 【交通施設等の強化】

- ・自然災害などに対し安全で信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁長寿命化や法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。

### 【燃料等生活必需品の調達体制の整備】①②

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

## 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動の遅れと不足

### 【広域応援協力体制の強化】①

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。

### 【自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備】①

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。

## 2-4 町民、来訪者等の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### 【水道施設の安全化】②

- ・水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。

### 【複合災害体制の整備】①

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。

### 【食料及び防災用資機材の備蓄、燃料等生活必需品の調達体制の整備】①②

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。
- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料

等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

**【道路寸断への対応】①⑤**

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。

**2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**

**【医療救護体制の強化】③**

- ・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。
- ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資機材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

**【道路寸断への対応】①⑤**

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。

**2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**【下水道施設の安全化】②**

- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、業務継続計画（BCP）を活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。

**【農業集落排水の機能保全】②**

- ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。

**【防疫・保健衛生体制の強化】③**

- ・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容の習熟を図る。

**3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する**

**3-1 地方行政機関の職員・施設が被災することによる機能の大幅な低下**

**【災害本部体制の強化】①**

- ・災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。

**【広域応援協力体制の強化】①**

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。

**【災害ボランティアの活動環境の整備】①**

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。

#### **【町民への的確な情報伝達体制の整備】①**

- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。

#### **【公的機関等の業務継続性の確保】①**

- ・災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため策定した業務継続計画の習熟を図る。

#### **【ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用】①**

- ・大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。

#### **【複合災害体制の整備】①**

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。

### **4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

#### **4-1 防災・災害等に必要通信インフラの麻痺・長期停止**

##### **【交通施設等の強化、道路寸断への対応】①⑤**

- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
- ・広域支援隊の参集場所や生活必需品の備蓄倉庫、非常用電源の確保など、道の駅瑞穂の災害時の活動拠点としての機能強化に取り組む。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

##### **【情報通信設備用及び震度観測設備用非常用電源装置の燃料の確保】①④**

- ・大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。

##### **【町民への的確な情報伝達体制の整備】①④**

- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。
- ・町全域に整備されている FTTH 網について、耐災害性の強化を進める。

#### **4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線機等により災害情報が必要な者に伝達できない**

##### **【町民への的確な情報伝達体制の整備】①④**

- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。

- ・町全域に整備されている FTTH 網について、耐災害性の強化を進める。

## 5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 【産業・エネルギーの持続】⑤

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための道路の整備を促進する。

#### 【事業所における防災の推進等】①

- ・事業所における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。

### 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### 【燃料等生活必需品の調達体制の整備】③④

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

#### 【事業所における防災の推進等】①

- ・事業所における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。

#### 【観光客の安全確保】①③

- ・旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や避難誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

## 6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガス等のサプライチェーンの機能停止

#### 【燃料等生活必需品の調達体制の整備】①②

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

#### 【再生可能エネルギー等の導入の推進】④

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する。

#### 【電気施設の安全化】①

- ・自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。

### 6-2 上下水道の長期間にわたる供給停止

#### 【水道施設の安全化】②

- ・水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### 【下水道施設の安全化】②

- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。

#### 【農業集落排水の機能保全】②

- ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。

#### 【し尿処理体制の整備】②

- ・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村によるし尿処理の仕組みづくりを促進する。

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応】⑤

- ・安全性や信頼性の高い道路網を整備するため、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策などを含め優先度の高い箇所から改良工事等を計画し実施していく。
- ・広域支援隊の参集場所や生活必需品の備蓄倉庫、非常用電源の確保など、道の駅瑞穂の災害時の活動拠点としての機能強化に取り組む。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
- ・道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保していく。

#### 【広域応援協力体制の強化】①

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。

#### 【燃料等生活必需品の調達体制の整備】①②

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

#### 【公共交通機関の状況把握、連絡先調整のための体制整備】①⑤

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。

### 6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

#### 【水道施設の安全化】②

- ・水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。

#### 【農業基盤施設の安全化】①④

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し市町村等へ配布する。

## 6-6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

### 【交通施設等の強化】①⑤

- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
- ・広域支援隊の参集場所や生活必需品の備蓄倉庫、非常用電源の確保など、道の駅瑞穂の災害時の活動拠点として機能強化に取り組む。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

### 【自主防災組織の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備】①

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 自然災害による町内での大規模火災の発生

#### 【地域消防力の強化】①

- ・消防団の資機材の充実や団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
- ・各学校では、独自に避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。

#### 【家庭の防災力の強化】①

- ・住民を対象とした、防災講習、講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び町の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。

### 7-2 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### 【建築物の災害予防】②

- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し、住宅・建築物安全ストック形成事業により耐震化の促進に努める。
- ・老朽化が進んでいる公営住宅等は、公営住宅等ストック総合改善事業による改善及び公営住宅等整備事業並びに地域優良賃貸住宅整備事業による更新を計画的に進める。
- ・公立学校施設の耐震化率は100%であり、このまま維持する必要があるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、老朽化対策や洋式トイレの充実・



屋内運動場等の非構造部材の耐震化や落下物防止の処置等を計画的に進める。

#### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応、交通規制の実施体制の整備】①⑤

- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
- ・広域支援隊の参集場所や生活必需品の備蓄倉庫、非常用電源の確保など、道の駅瑞穂の災害時の活動拠点として機能強化に取り組む。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

### 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【農地・森林保全の推進】④

- ・農林業の低迷等により、農地・森林の荒廃が進み、国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和等）が損なわれつつあることから、多様な農林業振興施策とあわせた農地・森林の整備・保全活動を行う。
- ・農林水産物等の被害防止に向け、有害鳥獣被害防止対策等を行う。

## 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【廃棄物処理体制の整備】①⑤

- ・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。

### 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【災害復旧の担い手の確保】⑤

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。

#### 【支援協定締結団体との連携】①

- ・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。

### 8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【地域コミュニティの維持】①

- ・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進める。

**【事業所における防災の推進等】①**

- ・事業所における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。

**8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【水道施設の安全化】②**

- ・水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。

**【地籍調査の推進】⑤**

- ・迅速な災害復旧・復興を図るため、引き続き地籍調査事業を促進する。

## (別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

### 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による死傷者の発生

##### 【建築物の災害予防】

○住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、住宅・建築物安全ストック形成事業により耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。

##### 【防災的な土地利用の促進・土地利用の適正化、交通施設等の強化、道路寸断への対応、交通規制の実施体制の整備】

○緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。

○災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

○道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。

##### 【地域消防力の強化】

○消防団員の確保や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。

##### 【家庭の防災力の強化】

○住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助・共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。

#### 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

##### 【河川等の氾濫の防止対策】

○河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。

○河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。

##### 【農業基盤施設の安全化】

○農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

##### 【避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備】

○災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。

##### 【町職員・町民に対する防災教育、学校教育における防災教育】

○災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。

○各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習

の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。

- 大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。

### 1-3 地震・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

#### 【土砂災害の防止、公共土木施設の安全化】

- 多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。

#### 【河川等の氾濫の防止対策】

- 河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。
- 河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。

#### 【農業基盤整備の安全化】

- 農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

#### 【森林整備の実施】

- 森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施する必要がある。

#### 【避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備】

- 災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。

#### 【町職員・町民に対する防災教育、学校教育における防災教育】

- 災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。
- 各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。
- 大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。

#### 【農林公共施設の老朽化対策】

- 農林水産公共施設の安全性を確保するため、「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。

#### 【公共土木施設の老朽化対策】

- 公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。また、人員や技術力が不足する恐れがあるため、県等からの支援の検討が必要で

ある。

#### 【学校教育施設の老朽化対策】

- 学校教育施設は「邑南町学校施設長寿命化計画」に基づき老朽化対策を推進し、教育環境の改善等、安全性・機能性の確保を進める必要がある。
- 災害時の避難所としての役割も果たす学校施設の防災機能の強化（トイレ整備等）を進める必要がある。

#### 【社会教育施設の老朽化対策】

- 社会教育施設は「邑南町公共施設等総合管理計画」に基づき老朽化対策を推進し、社会教育環境の改善等、安全性・機能性の確保を進める必要がある。
- 災害時の避難所としての役割も果たす社会教育施設の防災機能の強化（トイレ整備等）を進める必要がある。

### 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### 【町民への的確な情報伝達体制の整備】

- 災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。

#### 【避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備】

- 災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。

#### 【町職員・町民に対する防災教育、学校教育における防災教育】

- 災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。
- 各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。
- 大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練を行うことが必要である。

## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応】

- 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

#### 【水道施設の安全化】

- 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質

異常等が想定されることから、水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。

#### 【農業基盤施設の安全化】

- 農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

#### 【食料及び防災用資機材の備蓄、燃料等生活必需品の調達体制の整備】

- 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。

## 2-2 多数かつ長期的にわたる孤立集落等の同時発生

#### 【土砂災害の防止、公共土木施設の安全化】

- 多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。

#### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応】

- 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

#### 【食料及び防災用資機材の備蓄、燃料等生活必需品の調達体制の整備】

- 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足

#### 【広域応援協力体制の強化】

- 町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国・県や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。

#### 【自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備】

- 大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
- 災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。
- 災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。

## 2-4 町民、来訪者等の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

#### 【水道施設の安全化】

- 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地

域においては被害発生の高危険性ことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。

- 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。

#### 【複合災害体制の整備】

- 複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。

#### 【食料及び防災用資機材の備蓄、燃料等生活必需品の調達体制の整備】

- 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。

#### 【道路寸断への対応】

- 道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### 【医療救護体制の強化】

- 災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。

#### 【道路寸断への対応】

- 道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### 【下水道施設の安全化】

- 大規模災害発生後に下水道機能の維持或いは速やかに回復を図るため公共下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。

#### 【農業集落排水の機能保全】

- 農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。

#### 【防疫・保健衛生体制の強化】

- 被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。

## 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 地方行政機関の職員・施設等が被災することによる機能の大幅な低下

#### 【災害本部体制の強化】

- 職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性が

あることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、この様な状況の中でも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。

#### 【広域応援協力体制の強化】

○町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国・県や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。

#### 【災害ボランティアの活動環境の整備】

○災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。

#### 【町民への的確な情報伝達体制の整備】

○災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。

#### 【公的機関等の業務継続性の確保】

○災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画を作成することが必要である。

#### 【ICT 部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用】

○業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼働が必要不可欠である。

#### 【複合災害体制の整備】

○複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。

## 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 防災・災害等に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

#### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応】

○緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。

○災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

#### 【情報通信設備用及び震度観測設備用非常用電源装置の燃料の確保】

○非常用発電機燃料の貯蔵量は、長時間の停電に対応できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。

#### 【町民への的確な情報伝達体制の整備】

○災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。

○町全域に整備されている FTTH 網について、耐災害性の強化を進めることが必要である。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線機等により災害情報が必要な者に伝達できない



**【町民への的確な情報伝達体制の整備】**

- 災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。
- 町全域に整備されている FTTH 網について、耐災害性の強化を進めることが必要である。

**5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない**

**5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下**

**【産業・エネルギーの持続】**

- 県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、高速道路（山陰道）が繋がっていないため、物流停止により、企業の生産力が著しく低下し、国際競争力の低下を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。

**【事業所における防災の推進等】**

- 事業所における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要。

**5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**

**【燃料等生活必需品の調達体制の整備】**

- 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。

**【事業所における防災の推進等】**

- 事業所における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。

**【観光客の安全確保】**

- 関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。

**6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

**6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等のサプライチェーンの機能の停止**

**【燃料等生活必需品の調達体制の整備】**

- 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。

**【再生可能エネルギー等の導入の推進】**

- エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。

#### 【電気施設の安全化】

- 風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。

### 6-2 上下水道の長期間にわたる供給停止

#### 【水道施設の安全化】

- 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### 【下水道施設の安全化】

- 大規模災害発生後に下水道機能の維持或いは速やかに回復を図るため公共下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。

#### 【農業集落排水の機能保全】

- 農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。

#### 【し尿処理体制の整備】

- 災害時に、便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応】

- 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

#### 【広域応援協力体制の強化】

- 町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国・県や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。

#### 【燃料等生活必需品の調達体制の整備】

- 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。

#### 【公共交通機関の状況把握、連絡先調整のための体制整備】

- 災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。

## 6-5 異常濁水等により用水の供給の途絶

### 【水道施設の安全化】

- 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。

### 【農業基盤施設の安全化】

- 農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

## 6-6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応】

- 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

### 【自主防災組織の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備】

- 大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
- 災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。
- 災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 自然災害による町内での大規模火災の発生

#### 【地域消防力の強化】

- 消防団員の確保や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。

#### 【家庭の防災力の強化】

- 住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助・共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。

## 7-2 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

### 【建築物の災害予防】

○住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、住宅・建築物安全ストック形成事業により耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。

### 【交通施設等の強化、道路寸断への対応、交通規制の実施体制の整備】

- 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。
- 道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。

## 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 【農地・森林保全の推進】

○農林業の低迷等により、農地・森林の荒廃が進み、国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和等）が損なわれつつあることから、多様な農林業振興施策とあわせた農地・森林の整備・保全活動を促進する必要がある。また、鳥獣被害も発生していることから、有害鳥獣被害防止対策等を進める必要がある。

## 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【廃棄物処理体制の整備】

○災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。

### 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【災害復旧の担い手の確保】

○災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。

#### 【支援協定締結団体との連携】

○災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。

### 8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【地域コミュニティの維持】

- 中山間地域等では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

**【事業所における防災の推進等】**

- 事業所における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要。

## **8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【水道施設の安全化】**

- 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。

**【地籍調査の推進】**

- 災害発生時の迅速な復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。